

第4章  
～子ども・子育て支援法にかかる  
事業計画～

# 1 子ども・子育て支援新制度の事業概要

『子ども・子育て支援新制度』の主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

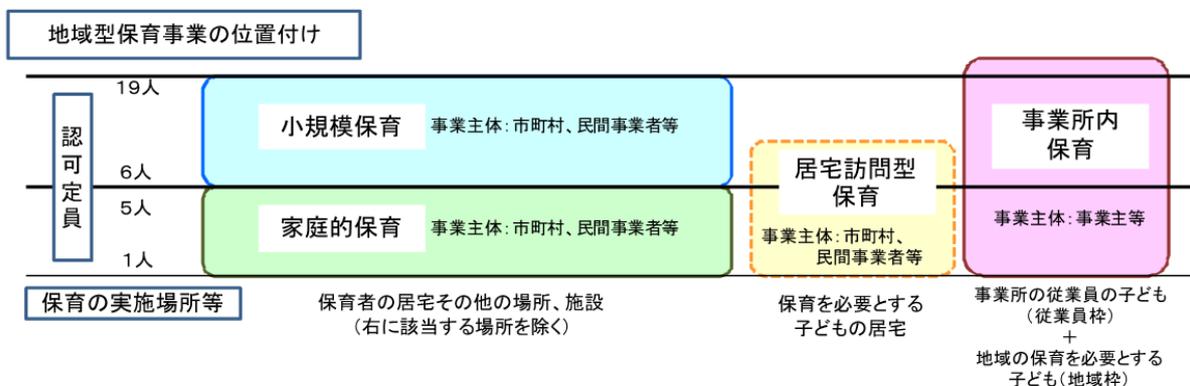
## (1) 施設型給付について

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間および保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

## (2) 地域型保育給付について

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。



資料：国子ども・子育て会議資料

### (3) 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する子育て支援のための事業です。地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で定められており、地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

	事業名	実施区域
①	利用者支援事業	宇佐市全域
②	地域子育て支援拠点事業	中学校区
③	妊婦健康診査事業	宇佐市全域
④	乳児家庭全戸訪問事業	
⑤	養育支援訪問事業	
⑥	子育て短期支援事業	
⑦	ファミリー・サポート・センター事業	
⑧	a 一時預かり事業 (幼稚園型以外)	教育・保育 提供区域
	b 一時預かり事業 (幼稚園型)	
⑨	延長保育事業	
⑩	病児・病後児保育事業	宇佐市全域
⑪	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区

#### (4) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、以下の考え方で保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

##### ■認定区分：認定は、次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)	幼稚園 認定こども園
2号認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第2号)	保育所 認定こども園
3号認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

##### ■認定基準：保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労
	②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして宇佐市が定める事由
区分	①保育標準時間 両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの。 1か月あたり平均275時間（最大292時間・最低212時間）。 1日あたり11時間までの利用に対応するもの。 （現行の11時間の開所時間に相当）
	②保育短時間 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。 1か月あたり平均200時間（最大212時間）。 1日あたり8時間までの利用に対応するもの。 （宇佐市では、保育の下限時間を60時間と設定）
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

資料：国子ども・子育て会議資料

## 2 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、各事業等を実施していくうえで計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」という。）を設定すること、また、「教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業で利用の実態が異なる場合には、実態に応じて実施区域を設定する」ことなどが必須事項とされています。

そこで、区域設定について、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備状況、その他条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、各事業の実施区域を検討しました。

本市では、検討の結果、教育・保育の提供区域については3区域（宇佐、安心院、院内）とします。

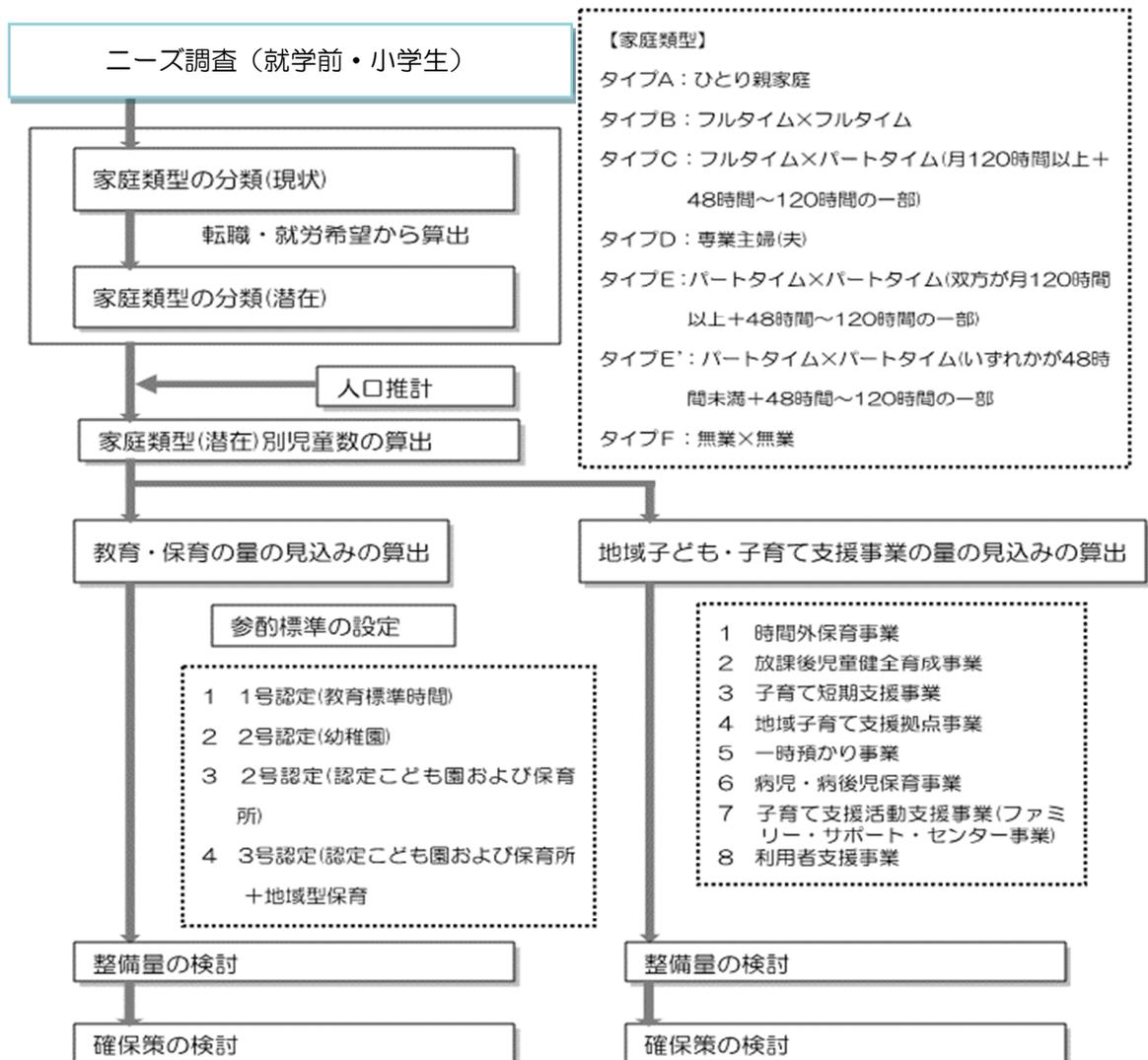
（宇佐、安心院、院内）



### 3 幼児期の学校教育・保育の量の見込と確保策

教育・保育の利用状況及び実態調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域での均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童及び小学生児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、宇佐区域、安心院区域、院内区域での「令和2年度から令和6年度」までの5か年における「教育・保育の量の見込みと確保策」を定めます。

なお、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童および小学生の保護者を対象者としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、宇佐市の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。



# 1号認定（満3歳以上、主に幼稚園を利用希望）の 教育・保育の量の見込と確保策

## 1号認定（教育・保育の量の見込と確保策）

### 宇佐地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員数)	113	111	108	106	104
②確保の内容	291	291	291	291	291
特定教育・保育施設	291	291	291	291	291
特定地域型保育事業					
過不足(②-①)	178	180	183	185	187

### 安心院地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員数)	1	1	1	1	1
②確保の内容	10	10	10	10	10
特定教育・保育施設	10	10	10	10	10
特定地域型保育事業					
過不足(②-①)	9	9	9	9	9

### 院内地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員数)	4	3	3	3	3
②確保の内容	6	6	6	6	6
特定教育・保育施設	6	6	6	6	6
特定地域型保育事業					
過不足(②-①)	2	3	3	3	3

## 2号認定（満3歳以上、主に保育所を利用希望）の 教育・保育の量の見込と確保策

### 2号（教育・保育の量の見込と確保策）

#### 宇佐地区

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員数)		1,023	1,004	984	965	945
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	120	118	115	113	111
	上記以外	903	886	869	852	834
②確保の内容		989	989	989	989	989
	特定教育・保育施設	989	989	989	989	989
	特定地域型保育事業					
過不足(②－①)		-34	-15	5	24	44

#### 安心院地区

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員数)		73	70	68	68	66
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	2	2	2	2	2
	上記以外	71	68	66	66	64
②確保の内容		79	79	79	79	79
	特定教育・保育施設	79	79	79	79	79
	特定地域型保育事業					
過不足(②－①)		6	9	11	11	13

#### 院内地区

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員数)		44	39	38	36	33
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	4	3	3	3	3
	上記以外	40	36	35	33	30
②確保の内容		74	74	74	74	74
	特定教育・保育施設	74	74	74	74	74
	特定地域型保育事業					
過不足(②－①)		30	35	36	38	41

## 3号認定（0歳児）（満3歳未満、主に保育所を利用希望）の教育・保育の量の見込と確保策

### 3号 0歳（教育・保育の量の見込と確保策）

#### 宇佐地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員数)	207	204	200	197	193
②確保の内容	207	207	207	207	207
特定教育・保育施設	207	207	207	207	207
特定地域型保育事業					
過不足(②-①)	0	3	7	10	14

#### 安心院地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員数)	11	11	9	9	9
②確保の内容	11	11	11	11	11
特定教育・保育施設	11	11	11	11	11
特定地域型保育事業					
過不足(②-①)	0	0	2	2	2

#### 院内地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員数)	7	6	6	6	6
②確保の内容	8	8	8	8	8
特定教育・保育施設	8	8	8	8	8
特定地域型保育事業					
過不足(②-①)	1	2	2	2	2

## 3号認定（1,2歳児）（満3歳未満、主に保育所を利用希望）の教育・保育の量の見込と確保策

### 3号 1歳2歳（教育・保育の量の見込と確保策）

#### 宇佐地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員数)	505	496	487	479	472
②確保の内容	498	498	498	498	498
特定教育・保育施設	498	498	498	498	498
特定地域型保育事業					
過不足(②-①)	-7	2	11	19	26

#### 安心院地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員数)	30	30	28	28	26
②確保の内容	30	30	30	30	30
特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
特定地域型保育事業					
過不足(②-①)	0	0	2	2	4

#### 院内地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員数)	11	9	9	9	8
②確保の内容	38	38	38	38	38
特定教育・保育施設	38	38	38	38	38
特定地域型保育事業					
過不足(②-①)	27	29	29	29	30

## 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進

### (1) 目的

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

#### ①質の高い教育・保育の提供

幼稚園・保育園としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

#### ②適正な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

#### ③親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

## (2) 教育・保育の一体的な提供の推進

幼保一体型施設については、地域の実情や施設の状況、教育・保育提供区域を踏まえ、地域の理解を十分得たうえ、可能な地域から順次整備を行い、保護者・子どもの幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅を広げていきます。

また、新たなカリキュラム等の策定や幼稚園・保育園間の人事異動・交流を引き続き実施し、教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

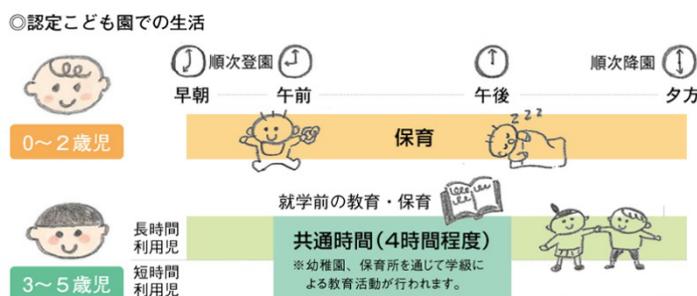
### ①教育・保育機能の充実

- ・幼稚園・保育園における新たなカリキュラム等の策定

幼保連携型こども園の教育課程や保育内容に準拠した幼稚園・保育園における共通な新たなカリキュラムや研修計画の策定を検討します。

- ・幼稚園・保育園間の人事異動・交流の推進

幼稚園・保育園間の人事異動を引き続き実施するとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修をさらに充実し、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めます。



### ②施設整備

既存施設の運営状況を検証するなか、地域の実情や幼稚園・保育園の状況、教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮するとともに、地域の理解を十分得たうえで、施設の整備に取り組めます。

## (3) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進

具体的な取り組みとしては、小学校ごとの幼保小連絡会において、継続して関係者の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、教員の交流事業などを通じて、認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携を進めています。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保策

令和2年度から令和6年度の計画期間における、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込と確保策は以下の通りです。

①妊婦健康診査事業					
■事業内容					
医療機関及び助産所において、妊婦健康診査受診票（14回）を使用し、健診受診票に記載された項目）を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげるための事業です。					
■平成30年度実績					
受診件数：4329件					
■量の見込					
人口推計による出生数から妊婦数の見込みを算出し、妊婦一人あたりの健診回数を14回として、受診件数を算出しました。					
（単位：人回）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	4,886	4,774	4,718	4,662	4,592
確保方策	4,886	4,774	4,718	4,662	4,592
■確保に向けての対応策					
産科医療機関等と連携し、適正な受診に努めます。					

②乳児家庭全戸訪問事業					
■事業内容					
子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行います。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスができるよう関係機関との連携を図る事業です。					
■平成30年度実績					
訪問件数及び訪問率： 346件 99.1%					
■量の見込					
人口推計より対象件数、実施件数を算出しました。					
（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	345	337	334	330	325
確保方策	345	337	334	330	325
■確保に向けての対応策					
訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し養育支援訪問事業に繋げるなど継続的な支援に努めます。					

### ③利用者支援事業

#### ■事業内容

子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。実施にあたっては、庁内各所属に分散する子育てに関する情報を一体的に提供できるよう、体制整備を図る事業です。

#### ■平成30年度実績

うさ児童館 利用者数：17,237人

#### ■量の見込

うさ児童館内の子育てサロンにて実施、宇佐市子育て世代包括支援センターを令和2年4月より実施予定。

(単位：か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

#### ■確保に向けての対応策

教育・保育施設や子育て支援のサービスに関する情報提供が適切になされるように配置する職員に対する研修等を行い、また、設置場所については、利用のしやすさを考慮し、うさ児童館内の子育てサロンにて事業を実施します。

#### ■事業内容

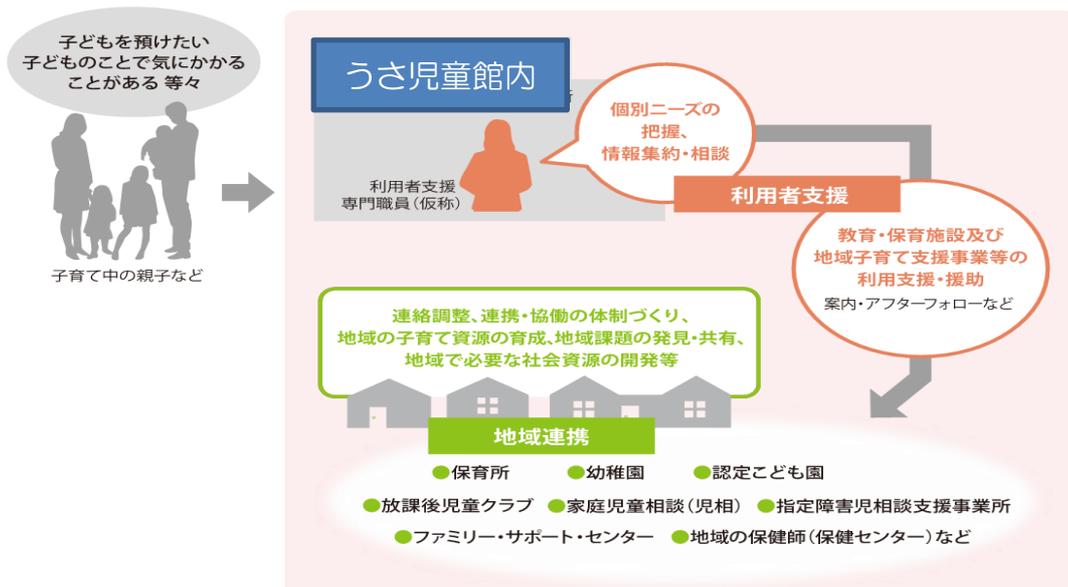
利用者支援事業とは、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。主な事業内容は次の2つになります。

#### 利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行います。

#### 地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行います。



#### ④一時預かり事業（a：保育所における一時預かり）

##### ■事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間において、保育所等において、一時的に預かる事業です。

##### ■平成30年度実績

- ・実施施設数：27か所（認可保育所及び認定こども園）

##### ■量の見込

ニーズ調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき算出し、実態調査の結果を量として見込むこととします。

（単位：年間延べ人数）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	9,303	9,085	8,952	8,807	8,666
確保方策	24,948	24,948	24,948	24,948	24,948

##### ■確保に向けての対応策

現状の受け入れ態勢で充足しており、現状を維持します。

#### 一時預かり事業（b：幼稚園における一時預かり）

##### ■事業内容

認定こども園、幼稚園において教育時間の前後などに希望する者を対象とする預かり保育事業を行う事業です。

##### ■平成30年度実績

- ・幼稚園型認定こども園：3か所
- ・幼保連携型認定こども園：9か所

##### ■量の見込

ニーズ調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき算出し、実態調査の結果を量として見込むこととします。

（単位：年間延べ人数）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	31,541	30,763	30,218	29,596	28,999
確保方策	86,639	86,639	86,639	86,639	86,639

##### ■確保に向けての対応策

現状の受け入れ態勢で充足しており、現状を維持します。

## ⑤延長保育事業

### ■事業内容

保護者の就労状況等により、保育所等で、通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。

### ■平成30年度実績

- ・実施施設数 : 15か所（保育）

### ■量の見込

ニーズ調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき算出し、実態調査の結果を量として見込むこととします。

（単位：利用延べ人数）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	803	784	772	760	747
確保方策	995	995	995	995	995

### ■確保に向けての対応策

現状の受け入れ態勢で充足しており、現状を維持します。

## ⑥病児・病後児保育事業

### ■事業内容

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育するための事業です。

### ■平成30年度実績

- ・実施施設数 : 1か所
- ・定員 : 8人
- ・延べ利用人数 : 802人

### ■量の見込

ニーズ調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき算出し、実態調査の結果を量として見込むこととします。

（単位：利用延べ人数）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	3,029	2,957	2,913	2,865	2,818
確保方策	延べ人数/年	2,120	2,120	2,120	2,120
	定員/日	8	8	8	8

### ■確保に向けての対応策

病気等の急変による緊急対応に備えるため、医療機関に併設する保育施設において実施しています。今後も、医師会や医療機関等との協力・連携体制のもと、地域バランスを考慮した実施個所数の増加に努めます。

### ⑦子育て短期支援事業

#### ■事業内容

保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その児童を児童養護施設で短期的に預かる事業です。

#### ■平成30年度実績

・実施施設数：1か所

#### ■量の見込

ショートステイは、実態調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき算出し、ニーズ調査の結果を量として見込むこととする。

トワイライトについては、実態調査の結果から量を見込めなかったため、平成25年度の利用実績を参考に量を見込むこととする。

(単位：利用延べ人数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ショートステイ	量の見込	8	8	8	8	8
	確保数	8	8	8	8	8
トワイライト	量の見込	1	1	1	1	1
	確保数	1	1	1	1	1

#### ■確保に向けての対応策

現状の受け入れ態勢で充足しているが、急な対応にも対処できるよう1か所の受入施設か3か所にまで委託先を確保し利用しやすい環境を図ります。

### ⑧ファミリー・サポート・センター事業

#### ■事業内容

保育所や放課後児童クラブへの送迎を含めて、一時的に子どもを預かってほしい会員（おねがい会員）の依頼に応じて、育児の手助けができる会員（まかせて会員）を紹介する事業です。

#### ■平成30年度実績

・活動件数：100件

・まかせて会員：351人、おねがい会員：310人 \*年間延べ人数

#### ■量の見込

ニーズ調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき算出し、実態調査の結果を量として見込むこととします。

(単位：活動件数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	69	66	65	63	61
確保方策	351	351	351	351	351

#### ■確保に向けての対応策

互いの日程や希望内容のマッチングをスムーズに行うため、援助する会員の確保が必要であることから、市報等により会員募集を今後さらに推進し、援助会員と両方会員の増加を図ることとします。

### ⑨放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### ■事業内容

保護者が就業等により昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

#### ■平成30年度実績

- ・実施施設数：23か所
- ・定員総数：996人
- ・実績児童数：675人

#### ■量の見込

ニーズ調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき算出し、実態調査の結果を量として見込むこととします。

(単位：月間利用児童人数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	低学年	722	704	683	661	640
	高学年	310	306	299	293	286
	合計	1,032	1,010	982	954	926
確保方策	登録数	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
	施設数	26	26	26	26	26

#### ■確保に向けての対応策

各小学校区においてニーズを満たすよう計画的に施設整備を進めます。また、定員、面積基準を満たしていない現施設については、基準を満たすよう順次施設整備をします。

### ⑩養育支援訪問事業

#### ■事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により、養育について積極的に支援する必要があると判断される家庭に対して、保健師等の訪問による指導・助言等を行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決を図る事業です。

#### ■平成30年度実績

訪問件数：227回

#### ■量の見込

ニーズ調査の結果からは見込めないため、人口統計と平成30年の実績から対象件数、実施件数にて算出した数値を量の見込みとします。

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	225	220	217	215	211
確保方策	225	220	217	215	211

#### ■確保に向けての対応策

要保護児童等の適切な対応を行うため、関係機関との連携を強化するとともに、支援内容の充実を図ります。

## ⑪地域子育て支援拠点事業

### ■事業内容

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行う事業。

### ■平成30年度実績

- ・実施施設数：7か所
- ・利用回数：9,513人／年

### ■量の見込

国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき算出し、ニーズ調査の結果を量として見込むこととします。

(単位：延べ利用人数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	1,505	1,471	1,453	1,436	1,418
確保方策	10,332	10,332	10,332	10,332	10,332

### ■確保に向けての対応策

確保数は、現状の7施設で対応が可能と考えられます。今後は活動の充実、周知を図り、利用を促進することとします。